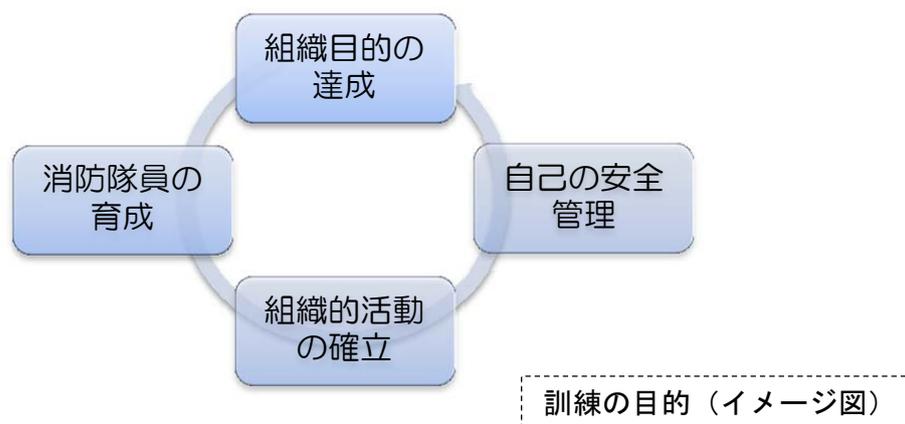


○ 消防における訓練について

1 訓練の目的について

消防職員は、火災や救助・救急等の災害現場において適切な活動により、国民の生命や身体、財産を守るという崇高な使命を有している。

消防隊の災害対応は、その活動に限界がある場合もあるが、好き嫌いで災害を選択することはできず、どのような災害に対しても、積極的に立ち向かっていく責務がある。



(1) 組織目的の達成

ア 訓練の目的は、消防組織法第1条に定める消防の任務を完遂するため、日々消防隊の活動能力向上に努め、国民が安心して災害対応を任せられる消防隊を育成することにある。

イ 消防職員である以上、訓練は義務であり、おろそかにすることはできず、消防訓練は、消防の職を去るまで継続的かつ精力的に行わなければならない。

(2) 消防隊員の育成

ア 訓練の目標としているのは、どのような災害に対しても、冷静で信念を持った活動対応のできる消防隊員の育成である。

イ 消防隊員には知識・技術・態度の三要素が必要

知識 = 知っていること、考えられること等の知的要素

技能 = できること、操作すること等の行動的要素

態度 = やる気、心構え、気迫等の精神的要素

ウ 特に態度は、能力向上の根幹をなしているもので重要。

エ 活動能力の向上は、本人の器用不器用に関係なく、消防人として如何に情熱を持って取り組んでいるかが、訓練成果の向上に直結する大切な要素である。

(3) 組織的活動の確立

ア 消防活動は、総合力をもってその成果を表わすため、育成された隊員が隊として行動し、各隊が有機的に結合され組織として活動することにより、個々の持っている力の2倍、3倍の強い勢いとなる。

イ この有機的結合は、活動技術の統一、情報の共有化、意識の同一化に基づきなされるもの。

(4) 自己の安全管理

ア 各消防本部はそれぞれの地域特性を有していること、また、災害の態様は常に多様であることから、多様な災害に的確に対応できる訓練が必要。

イ 訓練は、危険な災害に立ち向かうことを前提として実施されるものであることから、消防職員は、住民の負託に応えるためにも、また隊員自身が災害現場で安全に活動するためにも、訓練を行う責任がある。

2 訓練の種別について

(1) 実動訓練

ア 身体を使った実習や実践により、主に行動力、活動力を身につけること。

イ 段階的に部分訓練から基本、応用、総合的組織活動訓練へと計画的に行われる。

ウ 短所として、

- ・全ての災害を対象とした訓練は不可能であること
 - ・訓練が高度、特殊なものになればなるほど、施設、場所、環境問題、安全面等から実施が難しくなること
 - ・大規模な訓練ほど、全体イメージがとらえ難いこと
- などがあげられる。

(2) 図上訓練

ア 身体を動かすことなく、冷静な状態で訓練をシミュレーションすることで、災害内容・活動対応等をイメージし、災害の全体像をとらえる訓練。

例：戦術訓練を行うときのディスカッションや地震を想定した訓練、災害の検討会等
イ パワーポイントやスライドなどを活用して実施されることもある。また DIG（＝Disaster Imagination Game）と呼ばれる、地図を用いて防災対策を検討する訓練などもある。

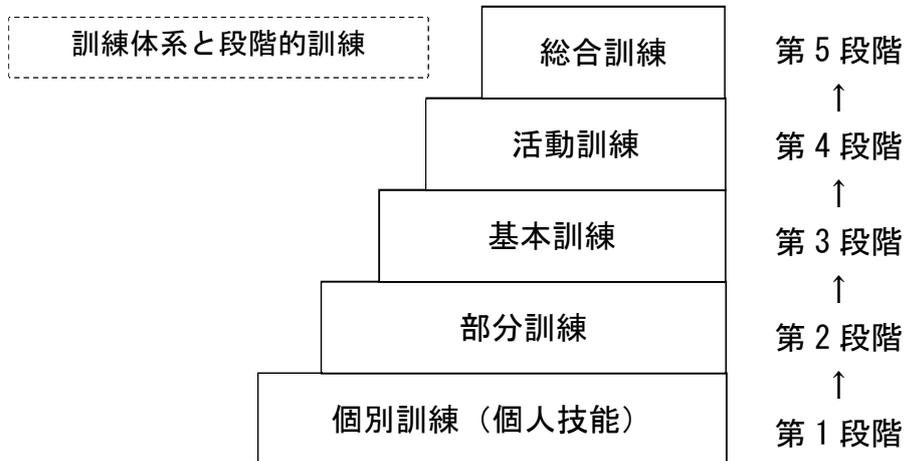
(3) その他訓練

（1）、（2）以外の訓練（例：訓練終了後の意見発表会など）

3 訓練体系に基づく進め方

訓練体系を個別訓練（個人訓練）、部分訓練、基本訓練、活動訓練、総合訓練に分類し、練度に合わせ、より高度の訓練目標を設定し訓練を進める。

個人技能から基本的な行動を反復訓練し、練度をあげてから高度訓練に進むことが必要。



第一段階 個別訓練（基礎知識と行動）

災害活動の遂行は部隊活動にかかっているが、その部隊活動は隊員個々の技能が集約されて、それぞれ小隊、中隊、大隊等の能力として総合的に発揮されるもの。

個別訓練はこれらの基礎をなすものであり、まず活動技術の主要素である個人技能（知識）を練成し、併せて隊活動における自己の任務と責任を理解しなければならない。

第二段階 部分訓練（個人又は他隊員との協力）

部分訓練では、隊員としての基本的な行動技術、器具等の操作、取扱い等を習熟する必要がある。

第三段階 基本訓練（基本操作等）

基本訓練では、自己隊の基本的な活動を主体とした訓練とし、各隊員間の任務分担の自覚と連携、行動、操作技術を習熟する必要がある。

第四段階 活動訓練（連携・想定訓練）

活動訓練では、自己隊の任務遂行と他隊との連携要領並びに各種資器材の活用等による総合的な活動技術を習熟する必要がある。

第五段階 総合訓練（各種想定訓練）

総合訓練は、消防活動における隊相互の連携要領を得ることを基本としており、災害の状況判断及びその対応等を訓練するとともに、より実災害に近い状況を想定した実践的な消防活動技術を習熟する必要がある。

※ 出典：消防大学教科書 「消防訓練」

警防活動時及び訓練時における安全管理に係る検討会開催要綱

1 目的

これまで消防庁では、組織としての安全管理体制の構築・整備については「安全管理規程（案）」を、警防活動時等及び訓練時における安全管理については「訓練時における安全管理マニュアル」及び「警防活動時等における安全管理マニュアル」を示すとともに、事故防止のための安全管理の徹底について周知しているところであるが、これらの策定から一定の年限が経過していることから、今般あらためて、組織の安全管理体制のあり方及び両安全管理マニュアルの検証を行うこととする。

このため検討会を開催し、組織の安全管理体制のあり方や両安全管理マニュアルをあらためて検証することで、地域の実情や各消防本部の規模に即した安全で効率的かつ効果的な警防活動及び訓練活動の実現を図ることを目的とする。

2 検討項目

- (1) 各消防本部における安全管理体制の構築・整備について
- (2) 警防活動時及び訓練時において職員等の安全を確保するための安全管理マニュアルのあり方及びその内容について

3 検討会について

- (1) 検討会は、座長及び構成員をもって構成する。
- (2) 座長及び構成員は、学識経験者及び地方公共団体の消防関係者等の中から委嘱する。
- (3) 座長及び構成員は、消防庁長官が委嘱する。
- (4) 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- (5) 座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。
- (6) 座長は、必要があると認めるときには、オブザーバーの出席を認めることができる。

4 任期

座長及び構成員の任期は、委嘱の日から平成24年3月31日までとする。

5 事務局

消防庁消防・救急課に事務局を置く。

6 雑則

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

警防活動時及び訓練時における安全管理に係る検討会構成員名簿

(敬称略：五十音順)

秋山 昭二	財団法人日本消防協会業務部長
上田 伸次郎	消防大学校教授
小澤 光男	横須賀市消防局消防・救急課長
下條 哲義	峡北広域行政事務組合消防本部管理課長
清水 良弘	前橋市消防局警防課長
田村 圭子 (座長)	新潟大学危機管理室・災害復興科学センター兼務教授
月成 幸治	北九州市消防局警防部警防課長
内藤 恵	慶應義塾大学法学部教授
横島 和美	狭山市消防本部警防課長
渡邊 仁次	千葉市消防局警防部警防課長

合計 10名

「警防活動時及び訓練時における安全管理に係る検討会」について

1 趣旨

これまで消防庁では、組織としての安全管理体制の構築・整備については「安全管理規程（案）」を、警防活動時等及び訓練時における安全管理については「訓練時における安全管理マニュアル」及び「警防活動時等における安全管理マニュアル」を示すとともに、事故防止のための安全管理の徹底について周知してきたが、これらの策定から一定の年限が経過していることから、今般改めて、組織の安全管理体制のあり方及び両安全管理マニュアルの検証を行う。

このため検討会を開催し、組織の安全管理体制のあり方や両安全管理マニュアルを検証することで、地域の実情や各消防本部の規模に即した安全で効率的かつ効果的な警防活動及び訓練活動の実現を図ることを目的として検討を進める。

2 検討会スケジュール

平成22年度から平成23年度までで、計8回の開催を予定している。

【第1回】 平成22年 5月20日（木）	○消防における安全管理体制 ○現状と課題 ○これまでの消防庁の取り組み ○組織の安全管理体制の検証及び警防活動時等の安全管理マニュアルの見直し手順等
【第2回】 7月9日（金）	○組織の安全管理体制について ○公務中の死傷事案の分析について ○警防活動時等における安全管理マニュアルの見直し方針
【第3回】 10月29日（金）	○安全管理体制等のアンケート集計結果について ○警防活動時等における安全管理マニュアルの構成等の検討
【第4回】 平成23年 1月21日（金）	○組織の安全管理（安全配慮義務等） ○警防活動時等における安全管理マニュアル（案）
【第5回】 震災の影響により 書面審議	○警防活動時等における安全管理マニュアル（改訂版）
【第6回】 7月26日（火）	○訓練時における安全管理の現状と課題 ○実態調査アンケート ○訓練時の安全管理マニュアル見直しの方向性
【第7回】 10月下旬 ～11月下旬	○実態調査アンケート集計結果 ○訓練時における安全配慮義務等 ○訓練時の安全管理マニュアル（改訂版）（素案） ○報告書（案）の骨子
【第8回】 平成24年 1月下旬 ～2月下旬	○報告書（案） ○訓練時の安全管理マニュアル（改訂版）の報告